

豊政広 第65号
平成24年(2012年)7月11日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 浅利 敬一郎
(公印省略)

2012年度自治体キャラバン行動・要望書(回答)

平成24年(2012年)5月30日付でいただきました要望書について、下記のとおり回答します。

1. 国民健康保険について

(要望)

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料の低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免など税控除にある内容を盛り込んだ条例減免を創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度についてはホームページや広報に掲載し、チラシ・パンフレットなどを作成し住民に周知すること。
(減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の現物を当日参加者全員にお渡しください。)

(回答)

平成24年度については、一般会計の財政状況が非常に厳しい中、保険料抑制のため前年度と同額の5億6千万円を国保会計に繰り入れ、医療・後期高齢者支援金・介護納付金の合計の保険料率を据え置いております。

次に、一部負担金減免については、平成22年度に国が示した基準を基本にしなが、より活用しやすいものとなるようにその取り扱いを一部見直して運用しております。

これらの取り組みの周知につきましては、市のホームページへの掲載をはじめ、国保の加入時や6月の保険料本決定時には全世帯にパンフレットを送付するなど周知に努めております。

保険料につきましては、一定所得以下の世帯の被保険者均等割と世帯平等割を軽減し、さらに市独自の軽減制度を設けて所得割を軽減しております。また、市独自の減免制度を、失業等によって生活が困難になった方、母子・父子世帯、障害者のおられる世帯、難病患者のおられる世帯に対し適用し、きめ細かな対応をしております。

さらに、平成22年4月から解雇や倒産、雇い止めなどによる離職者（非自発的失業者）に対して、給与所得の70%を減額して保険料を算定する軽減策についても実施しております。

保険資格課(電話06-6858-2300)

保険給付課(電話06-6858-2772)

(要望)

② 法令を遵守し「給付と収納は別」であることを徹底すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。本人または家族が病気の場合は必ず保険証を渡すこと。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

(回答)

資格証明書につきましては、未納者との接触の機会を確保するため法に基づき交付する場合がございます。本市におきましては、保険料負担の公平性や収納確保を図るため、納付資力がありながら連絡も納付もない未納者との接触の機会を作り、実態把握を行うために必要なものと考えております。

しかし、本市では交付前に文書の送付や訪問などにより、納付できない事情の把握に努めながら交付判断にあたっては慎重に行っているところでございます。交付の対象となった世帯のうち、低所得で財産がない場合など、納付困難な事由が確認できた場合は、直ちに保険証を送付しております。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

③ 財産調査・差押については法令を順守し、さらに資産等をみつけても一方で借金などがなくきめ細かく面談し生活困窮に陥らせることのないよう最善を尽くすこと。また資産調査や聞き取りによって生活困窮状態が判明した場合は積極的に滞納処分の停止とすること。生活保護受給者に対しては過去の滞納分の請求を行わず、積極的に滞納処分の停止を行うこと。

(回答)

納付資力や財産があるにもかかわらず納付指導に応じない場合や納付約束を履行しない場合は、保険料負担公平性の観点から、法令に基づき滞納処分（差押）を行うことがあります。一方で納付指導を実施する中で納付困難な事情等が判明した場合は、財産調査等の確認を行った上で、一部または全部の滞納保険料に対する滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

なお、生活保護受給の方の受給開始日以前の滞納保険料につきましては、滞納処分の執行停止を行っているところでございます。

保険収納課(電話06-6858-2306)

(要望)

④ 国保料滞納世帯は生活困窮世帯である場合が多いため、納付相談だけでなく生活支援のために常時生活保護担当課とつなぐよう庁内ネットワークを構築

すること。さらに全般的な生活相談に応じられる「市民生活相談窓口」などを設置し専門の相談員を配置すること。

(回答)

納付相談時に生活状況をお聞かせいただく中で、生活困窮だけでなく多重債務、高齢、健康不安や子育てなど、様々な要因で自分の力だけで問題解決することが困難な方に対し、市相談担当窓口のご案内や相談予約を行っているところでございます。

保険収納課（電話06-6858-2306）

(要望)

⑤ 国保広域化は結局大都市自治体の国保の困難さを小規模自治体が抱え込むことにしかならず、特に大阪の場合は保険料大幅値上げと市町村の優れた条例減免廃止により被保険者の困難さが深刻になるという結果にしかならない。国民皆保険の柱である国保制度再構築のため国庫負担増を住民とともに国に強く要請すること。大阪府特別調整交付金の配分を収納第一主義から「低所得世帯加入率」「高齢者」「多子世帯加入率」や特定健診の内容充実に対する支援に当たるよう要望すること。

(回答)

国民健康保険制度は、加入者の高齢化の進展や低所得化が進む中で、安定的に制度を運営することが困難となっております。そのため、現在国で議論されています、税と社会保障の一体改革の中で、これらの課題の解決が図られるための方策が検討されているところです。

本市においては、これまでどおり、国に対し府市長会を通じ国庫負担の引き上げを要望するとともに、大阪府に対しても国保保険料の急激な増加の緩和措置など、長期に安定的な制度運営が可能となる見直しを求めています。

保険給付課（電話06-6858-2772）

(要望)

⑥ 国民健康保険運営協議会委員を全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえで、ホームページでも公開とすること。

(回答)

国民健康保険運営協議会は、可能な限り事前に広報誌、ホームページで開催お知らせし、傍聴の方へは資料を配布（会議終了後回収）しております。

また、会議内容は、ホームページで公開するとともに、市政情報コーナーでの閲覧も可能です。

保険給付課（電話06-6858-2772）

2. 健診について

(要望)

- ① 特定健診は国基準だけでなくさらに充実させ費用は無料とするとともに住民が受診しやすいものとする事。

(回答)

特定健診の検査項目については、基本検査項目に市独自項目として血液検査や尿検査を充実させるとともに、大腸がん検診の同時実施を行っています。受診費用については、生活保護世帯および非課税世帯は無料にするるとともに、70歳以上の方にも無料で受診いただいているところです。

地域保健課（電話06-6858-2294）

(要望)

- ② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とする事。

(回答)

集団健診においては、特定健診と大腸がんに加えて、肺がん検診、胃がん検診および前立腺がん検診がセットで受診できるセット検診実施回数を前年度より増加し、受診しやすい環境づくりに努めています。今年度は、6月広報紙に集団健診日程表を挟み込み全戸配布をし、啓発の強化を図っております。

個別健診でも、特定健診と大腸がんに加えて前立腺がん検診が受診でき、医療機関によっては、さらに胃がん検診も実施しているところがあります。

受診費用については、生活保護世帯および非課税世帯は無料で受診いただいているところです。

地域保健課（電話06-6858-2294）

(要望)

- ③ 人間ドックの助成も行うこと

(回答)

人間ドックについては、豊中市国民健康保険加入の満30歳以上を対象に一日総合健康診断（人間ドック）及び脳ドックに係る総費用の7割を助成しています。40歳以上については、特定健診か人間ドックのいずれか一つを選択し受診いただいています。

地域保健課（電話06-6858-2294）

3. 介護保険・高齢者施策について

(要望)

- ① 国や府の圧力に屈せず一般会計繰入によって介護保険料を年度途中であっても引き下げること。特に低所得者の介護保険料は国民健康保険料の7割軽減よりも高く設定されているので非課税者・低所得者の保険料を大幅に軽減する減免制度とすること。

(回答)

介護保険の費用負担は公費半分、保険料半分で制度設計されており、保険料抑制のため一般財源を投入することは、いわゆる「国の三原則」に抵触することになり、一般会計からの繰り入れは適正でないとされています。

保険料の設定等については、低所得者や非課税者の生活実態を考慮し、保険料負担の軽減を目的とした多段階化の実施や、低所得世帯における「障害者の方」「やむを得ない臨時出費、生活困窮により納付が困難な方」を対象とした保険料減免措置など、本市独自の保険料軽減策を講じているところです。

なお、保険料負担の軽減策につきましては、本市に限らず全国的な問題であると認識しておりますので、引き続き市長会等を通じて、国の責任において必要な対策を講じるよう要望していきたいと考えております。

高齢施策課(電話06-6858-2233)

保険資格課(電話06-6858-2300)

(要望)

- ② 入所施設待機者を解消し行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

平成24年度から平成26年度までの第5期事業計画期間中には地域密着型特別養護老人ホームを基にショートステイやグループホーム、小規模多機能型居宅介護を組合せた複合施設等の整備を計画しています。これにより、入所施設は347床の増床を予定しています。

高齢施策課(電話06-6858-2233)

(要望)

- ③ 軽度者を介護保険から外すこととなる介護予防生活支援総合事業は今後も一切導入しないこと。一般会計で行う高齢者施策はさらに充実させること。

(回答)

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、さらに制度の詳細を見極めつつ、他市の実施状況なども確認しながら実施の有無を判断してまいります。高齢者施策につきましては、引き続き充実を図るよう努めてまいります。

高齢者支援課(電話06-6858-2844)

(要望)

- ④ 低所得者でも介護サービスが利用できるよう利用料の軽減制度を制度化・拡充すること。処遇改善加算分については独自の助成を行い利用者負担の軽減を行うこと。

(回答)

利用料につきましては、社会福祉法人だけでなく民間事業者にも対象を広げた

本市独自の軽減策を実施しているところです。低所得者対策や処遇改善加算助成につきましては、国の責任において行うべきであり、市長会等を通じ、国の負担となるよう引き続き要望してまいります。

高齢者支援課（電話06-6858-2844）

(要望)

- ⑤ 不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

(回答)

国の示す基準や介護サービス関係Q&Aを基に、極端な保険者独自の解釈が生じないよう必要に応じて府に確認するなど介護サービス利用者の状況にあった適切な判断を行っております。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

(要望)

- ⑥ 事業者による訪問介護生活援助の不当な短縮が横行している事態に対しては国のQ&Aや川崎市、広島市、大阪市などの通知を参考とし独自に通知を発出すること。

(回答)

介護保険事業者連絡会総会等の機会に制度改正や介護報酬改定について説明してきましたので、独自の通知を発出する予定はありません。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

(要望)

- ⑦ 「地域包括ケア」を実現するために、自治体として情報提供を含めネットワークづくりに責任を果たすこと。

(回答)

地域包括ケアシステム構築をめざし、医療等の関係機関や地域とのネットワークづくりに引き続き取り組んでまいります。

高齢施策課（電話06-6858-2233）

4. 生活保護について

(要望)

- ① 生活保護の実施体制に関わって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験や熟練を重視した人事配置を行うこと。ケースワーカーの研修を重視し、法令遵守を行うこと。窓口で申請者に対して高圧的な態度や人権無視の言動を行わないこと。

(回答)

当福祉事務所では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事

配置に努めて参ります。一方、多様なニーズに応えるため、従来ケースワーカーが担当していた業務の分業化も進めており、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めて参ります。

福祉事務所（電話06-6858-2249）

（要望）

- ② 申請権を保障するために各自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」などについて、生活保護の制度を分かりやすく説明したものに改善し、困窮した住民の目にいつでも触れるようカウンターなどに常時配架すること。しおりに「申請用紙」を添付すること（懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）。

（回答）

「生活保護のしおり」は、制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。特に今年度はより丁寧な説明ができるよう大幅な改訂を行いました。さらに、日本語が不案内な方への対応として、韓国語・中国語・英語版も作成しました。今後も市民にとってより見やすくかつ分かりやすいものにするため、引き続き検討してまいります。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに既に常時配架していますが、「申請用紙」は添付しておりません。申請にあたっては、相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明の上、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話06-6858-2249）

（要望）

- ③ 申請時に違法な「助言指導書」などを出さないこと。実態無視の就労指導の強要はしないこと。各自治体は仕事の間を確保すること。

（回答）

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言指導を行っております。

稼働能力の活用に当たっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した“出口戦略”に基づく支援を行っている市雇用労働課も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所（電話06-6858-2249）

（要望）

- ④ 通院や就職活動などのための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」に明記すること。

（回答）

平成22年3月12日付厚生労働省課長通知に従って、従前から移送費の支給

を行っております。引き続き、「生活保護のしおり」などを通じた周知を図ります。

福祉事務所（電話06-6858-2249）

(要望)

- ⑤ 休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時、また子どものキャンプや修学旅行時など「医療券」の交付を受けることができない場合に、医療機関において被保護者であることの「証明書」として「医療証」、または「診療依頼書」を発行し、受診できるようにすること。

(回答)

医療機関等が生活保護受給者について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において指定の救急病院を受診する場合に限り使用できることとなっております。

なお、医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。

福祉事務所（電話06-6858-2249）

(要望)

- ⑥ 自動車がなければ生活及び仕事ができない場合は保有を認めること。

(回答)

厚生労働省から示されている通知に従って、個々の事案により保有の可否を検討して参ります。

福祉事務所（電話06-6858-2249）

5. 子育て支援・一人親家庭支援・こどもの貧困解決にむけて

(要望)

- ① 全国で最低レベルのこどもの医療費助成制度を一日も早く外来・入院とも中学卒業まで、所得制限なし、無料制度とすること。

(回答)

子どもの医療費助成（乳幼児医療費助成）は、大阪府の補助事業を基本としながら、通院医療費の対象年齢を拡大し実施してきたところです。

制度の拡充については、大阪府が、平成25年度に福祉医療制度の見直しを検討しているため、その内容を注視する中で検討してまいります。

保険給付課（電話06-6858-2772）

(要望)

- ② 全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、10万円程度）の補助とすること。

(回答)

妊婦健診の補助については、昨年度に続いて今年度も補助額を52,280円より61,280円に増額し、制度の充実を図ったところです。

保健予防課（電話06-6858-2290）

(要望)

- ③ 就学援助の適用条件については収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

(回答)

就学援助については、豊中市教育委員会で定めた豊中市就学援助費支給要綱に基づき実施しています。

認定基準については、生活保護基準の1.2倍と定め、合計所得によるものとしています。なお、ひとり親世帯、障害者世帯及び保護者の年齢が満55歳以上の世帯については、認定基準を緩和しています。

申し込み手続きについては、教育委員会の担当課（教育総務室学務チーム）で、毎年度6月1日から翌年の2月末日までの受け付けとしています。

就学援助費の第1回支給月は10月としています。なお、2回目は翌年2月としています。

教育総務室学務チーム（電話06-6858-2552）

(要望)

- ④ 子宮けいがんワクチン・ヒブ（細菌性髄膜炎）ワクチン・肺炎球菌ワクチンについては法定接種化の方向が決定した。法定実施前においても無料接種をしていない自治体においてはただちに無料制度とすること。

(回答)

子宮頸がん等ワクチン接種費用については、現在、公費助成を実施しており、生活保護世帯や市民税非課税世帯は無料で実施しております。

今後も引き続き国に対して、早期の定期予防接種化と費用の全額国庫負担を要望してまいります。

地域保健課（電話06-6858-2811）

(要望)

- ⑤ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

(回答)

「新婚世帯向け家賃補助」については、平成8年4月から豊中市内の賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部補助を行なっておりましたが、平成11年10月の財政非常事態宣言により、平成12年度で新規受付を終了し、平成17年度末で補助期間が終了しました。昨今の財政状況により再開は困難でありま

す。

また、子育て世帯への経済的支援は「児童手当」により実施しているところ
です。

まちづくり総務室住宅チーム（電話06-6858-2181）
こども政策室（電話06-6858-2315）

（お問合せ）

豊中市政策企画部広報広聴課

広聴係（担当：中村）

電話：06-6858-2120

FAX：06-6842-2810

e-mail：koe@city.toyonaka.osaka.jp